

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査 43

第2節 新幹線騒音の調査 48

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査

1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道（以下、対象路線）」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住居戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成17年（2005年）6月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成18年度（2006年度）から、全対象路線の5分の1ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を5年間で評価する方法で実施しています。

このことから、平成22年度（2010年度）から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、以降も計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成23年度（2011年度）からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価区間の延長は443.9km、区間数は161区間となっています。

2 調査結果

平成30年度（2018年度）は、対象路線の内、35区間、評価区間の延長65.8kmについて、調査を実施しました。（表2-1-1、図2-1-1）

その結果、市域全体の環境基準の達成率※である5ヶ年の累積評価は、平成25～29年度（2013～2017年度）の97.2%から、平成26～30年度（2014～2018年度）は97.4%に向上していることが確認されました。（表2-1-2、図2-1-2）

※「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前6時から午後10時までの「昼間」と午後10時から翌日の午前6時までの「夜間」について、それぞれ評価を行います。ここでは「昼間」及び「夜間」ともに環境基準を達成している住居の割合を示しています。

表2-1-1 自動車騒音の面的評価結果（平成30年度（2018年度）評価区間）

No.	地点名 （路線名）	区間 延長 （km）	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル （dB）		評価対 象戸数 （戸）	上段：環境基準達成率（%） 下段：環境基準達成戸数 （戸）		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
1	飛田2丁目～山室2丁目 （一般国道3号）	1.4	4	71	70	171	<u>89.5</u> 153	100.0 171	<u>89.5</u> 153
2	山室2丁目～薬園町 （一般国道3号）	4.0	4	74	72	926	<u>79.4</u> 735	88.3 818	<u>79.4</u> 735
3	清水新地4丁目～清水新地4丁目 （一般国道3号（北バイパス））	0.3	4	－	－	54	100.0 54	100.0 54	100.0 54
4	清水新地3丁目～新南部5丁目 （一般国道3号（北バイパス））	4.3	4	－	－	310	100.0 310	100.0 310	100.0 310
5	新南部4丁目～新南部4丁目 （一般国道3号（北バイパス））	0.4	6	－	－	162	100.0 162	100.0 162	100.0 162
6	西原1丁目～保田窪3丁目 （一般国道57号）	1.0	6	67	62	438	100.0 438	100.0 438	100.0 438

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段：環境基準達成率(%) 下段：環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
7	帯山 4 丁目～上水前寺 2 丁目 (一般国道 57 号)	1.1	6	67	62	504	100.0 504	100.0 504	100.0 504
8	上水前寺 2 丁目～健軍 2 丁目 (一般国道 57 号)	1.6	6	—	—	736	100.0 736	100.0 736	100.0 736
9	田井島 2 丁目～近見 6 丁目 (一般国道 57 号)	3.4	6	70	62	376	99.7 375	99.7 375	100.0 376
10	南熊本 4 丁目～新鍛冶屋町 (一般国道 266 号)	1.1	6	68	64	788	98.9 779	99.1 781	98.9 779
11	小山町～小山町 (一般国道 443 号)	0.3	2	—	—	5	100.0 5	100.0 5	100.0 5
12	小山町～戸島町 (一般国道 443 号)	0.3	4	—	—	2	100.0 2	100.0 2	100.0 2
13	小山町～戸島町 (一般国道 443 号)	1.5	4	—	—	4	100.0 4	100.0 4	100.0 4
14	小山町～戸島町 (一般国道 443 号)	0.3	2	—	—	9	100.0 9	100.0 9	100.0 9
15	水道町～新屋敷 2 丁目 (熊本高森線)	0.5	6	71	70	278	<u>65.5</u> 182	98.2 273	<u>65.5</u> 182
16	東本町～沼山津 4 丁目 (熊本高森線)	2.4	4	72	66	1,874	<u>85.8</u> 1,607	<u>85.8</u> 1,607	<u>90.0</u> 1,686
17	葉園町～葉園町 (熊本菊鹿線)	0.1	4	69	66	25	<u>76.0</u> 19	100.0 25	<u>76.0</u> 19
18	野田 3 丁目～元三町 4 丁目 (熊本嘉島線)	1.7	2	71	63	114	<u>74.6</u> 85	<u>74.6</u> 85	98.2 112
19	美登里町～川尻 4 丁目 (熊本嘉島線(旧道))	2.1	2	—	—	221	100.0 221	100.0 221	100.0 221
20	長嶺東 6 丁目～小山町 (熊本空港線)	4.2	2	70	65	103	100.0 103	100.0 103	100.0 103
21	南熊本 5 丁目～南熊本 5 丁目 (熊本浜線)	0.2	6	—	—	116	100.0 116	100.0 116	100.0 116
22	南熊本 5 丁目～画図町大字下無田 (熊本浜線)	5.3	2	—	—	1,474	100.0 1,474	100.0 1,474	100.0 1,474
23	並建町～田崎 2 丁目 (並建熊本線)	5.8	2	—	—	1,356	100.0 1,356	100.0 1,356	100.0 1,356
24	畠口町～並建町 (畠口川尻停車場線)	2.5	2	—	—	62	100.0 62	100.0 62	100.0 62
25	並建町～八幡 2 丁目 (畠口川尻停車場線)	3.8	2	—	—	260	100.0 260	100.0 260	100.0 260
26	長嶺東 8 丁目～御領 6 丁目 (小池竜田線)	0.9	2	70	65	39	100.0 39	100.0 39	100.0 39

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点 の等価騒 音レベル (dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率(%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼 間	夜 間		昼夜	昼	夜
27	神水本町～下江津 5 丁目 (神水川尻線)	0.8	2	—	—	129	100.0 129	100.0 129	100.0 129
28	画図町大字下無田～秋津町秋田 (画図秋津線)	1.0	2	—	—	200	100.0 200	100.0 200	100.0 200
29	大窪 2 丁目～千葉城町 (四方寄熊本線)	6.2	2	68	62	2,250	99.6 2,242	99.6 2,242	99.7 2,244
30	西子飼町～西子飼町 (熊本菊陽線)	0.3	4	69	66	380	98.4 374	99.5 378	98.4 374
31	黒髪 7 丁目～龍田陣内 1 丁目 (熊本菊陽線)	1.1	2	73	68	127	<u>89.8</u> 114	<u>90.6</u> 115	<u>89.8</u> 114
32	龍田陣内 1 丁目～龍田 2 丁目 (熊本菊陽線)	1.2	2	73	68	240	96.3 231	96.7 232	96.3 231
33	龍田 6 丁目～龍田 9 丁目 (熊本菊陽線)	1.7	2	73	68	399	95.0 379	95.0 379	95.5 381
34	龍田町弓削～龍田町弓削 (熊本菊陽線)	1.3	2	66	60	221	100.0 221	100.0 221	100.0 221
35	東本町～東町 1 丁目 (市道東本町東町第 1 号線外 3 路線)	1.7	4	—	—	15	100.0 15	100.0 15	100.0 15
合計		65.8				14,368	13,695	13,901	13,806

※1 : 「環境基準達成率」 下線 は 80%以上 95%未満、下線 は 60%以上 80%未満、
囲み数字(口)は 60%未満。

※2 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点。

※3 : 交差点部では、2 つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。

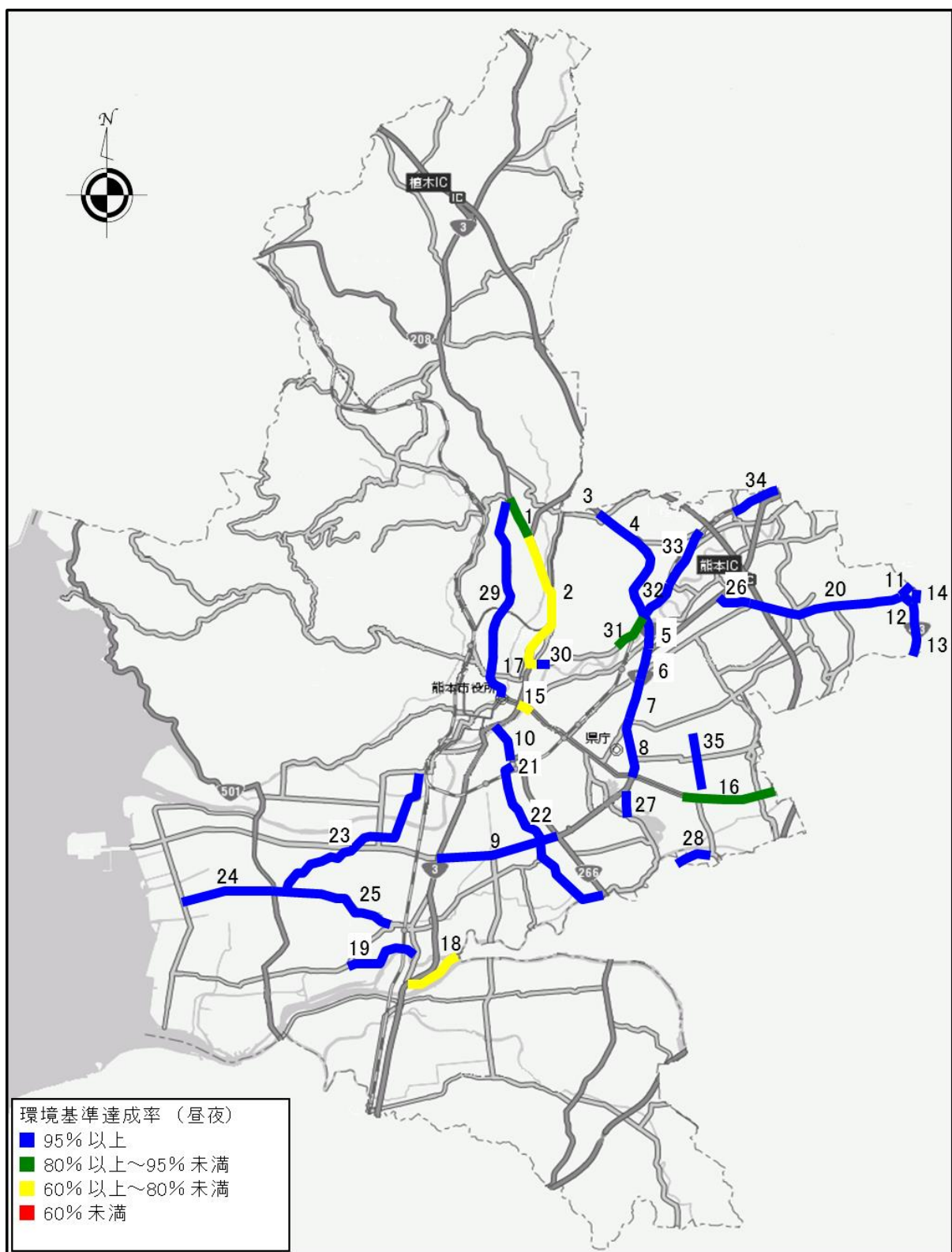


図 2-1-1 環境基準の達成状況(平成 30 年度(2018 年度)評価区間)

表 2-1-2 自動車騒音の面的評価結果(平成 30 年度(2018 年度) 市全域の環境基準評価)

評価年度	評価区間	評価対象 戸数	環境基準の達成戸数・(率)		
			昼間・夜間	昼間	夜間
平成 30 年度	215 区間	64,068	62,276 (97.2%)	63,205 (98.7%)	62,418 (97.4%)

※ 市全域の環境基準評価は、その年度までの 5 ヶ年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したものです。

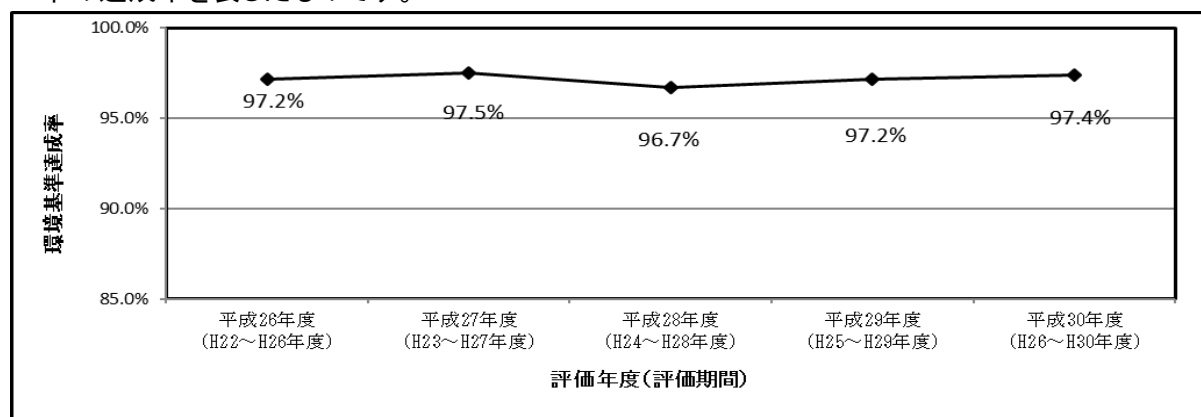


図 2-1-2 環境基準達成率の推移

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-1-3、表 2-1-4)

表 2-1-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-1-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2 車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2 車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が 1 日間で行うのに対して、要請を行うためには、連続する 7 日間のうち 3 日間で行うこととされています。